



担	埼玉労働局雇用均等室
室	長 絹谷よし子
厚生労働事務官	武藤和佳奈
当	電話 048-600-6210

## 「子育てサポート企業認定書交付式」開催（12月9日）

### ～認定マーク「くるみん」取得企業が49社となりました～

次世代育成支援対策推進法に基づき、従業員数101人以上規模の企業は、仕事と家庭の両立を図るための「行動計画」を策定し、労働局に届け出ることが義務となっています。その行動計画の目標を達成する等一定の要件を満たした事業主は、「子育てサポート企業」として厚生労働大臣による認定を受け、認定マーク「くるみん」を商品、広告、求人広告などに使用することができます。（認定基準等は別添参考資料1参照）

埼玉労働局では、新たに3社に対し「子育てサポート企業（くるみん取得企業）」の認定を決定しました。

認定企業に対し、12月9日（火）、認定書交付式を開催します。交付式の後、認定企業と埼玉労働局長が懇談会を行う予定です。

#### ○ 新規認定企業（3社） ※ 認定企業の概要は別紙のとおり

佐川ロジスティクスパートナーズ 株式会社  
ポラス 株式会社  
株式会社 タムラサーマルデバイス



認定マーク「くるみん」

#### ○ 子育てサポート企業認定書交付式及び懇談会

日 時：12月9日（火）15:00～16:00

場 所：埼玉労働局局長室

参加企業：ポラス 株式会社

株式会社 タムラサーマルデバイス

※ 子育てサポート企業認定書交付式及び懇談会は、撮影、傍聴可  
交付式終了後、個別企業及び労働局への取材を行うことも可能です。

<参考>

参考資料1 くるみんマークのご案内

参考資料2 埼玉労働局管内次世代育成支援認定企業一覧

参考資料3 次世代育成支援対策推進法に基づき行動計画を策定しましょう

参考資料4 次世代育成支援対策推進法が10年延長され、新たな認定制度が創設されます

## 認定企業の概要

(認定順)

### 1. 佐川ロジスティクスパートナーズ 株式会社 (物流加工業 比企郡吉見町 従業員数 400 人)

#### 【概要】

行動計画第1期目について、今回初めての認定。平成26年8月7日に第2期目行動計画を策定。

仕事と家庭の両立だけでなく、母性健康管理に関する制度やサポート等の情報提供を行っている。また、男性が育児休業を取得しやすいように業務引継書を作成しバックアップ体制を整えるなど、両立支援に取り組んでいる。

#### 【達成した目標等】

※認定日:H26.9.30

計画期間:H23.4.1~H26.4.20

※育児休業等利用状況(男性1名、女性100%)

- ① 所定外労働時間の短縮に向けた取組の実施を図る。
  - ・所定外労働の現状を把握するため、事業所毎に削減の目標数値を設定・管理
  - ・ノー残業デーのポスターを掲示
  
- ② 子どもが生まれる際、父親の休暇取得の推進を図る
  - ・諸制度に関するパンフレットを配布・周知
  - ・業務引継書を作成し、他の社員がバックアップできる支援体制の整備

## 2. ポラス 株式会社

(グループ各法人の経営管理 越谷市 従業員数 344 人)

### 【概要】

行動計画第1期目について、今回初めての認定。平成26年4月1日に第2期目行動計画を策定。

仕事と家庭の両立に関する諸制度を社内 WEB にて周知するとともに、個々の社員からの相談・問い合わせにも随時対応するなど、両立支援に取り組んでいる。

### 【達成した目標等】

※認定日:H26.10.23

計画期間:H22.4.1~H26.3.31

※育児休業等利用状況(男性1名、女性 100%)

- ① 子どもが生まれる際の父親休暇取得の促進  
→・社内 WEB を活用した情報提供の実施
  
- ② 男性従業員の育児休業取得の促進  
→・社内 WEB を活用した情報提供の実施  
・育児休業を希望する社員からの相談受付
  
- ③ 育児介護休業や子の看護休暇など諸制度の周知  
→・社内 WEB を活用した情報提供の実施

### 3. 株式会社 タムラサーマルデバイス (製造業 狭山市 従業員数 32 人)

#### 【概要】

行動計画第 1 期目について、今回初めての認定。平成 26 年 4 月 1 日に第 2 期目行動計画を策定。

残業時間に加えて残業代も公表することで所定外労働の削減に積極的に取り組み、また、有給休暇取得促進については、リフレッシュ休暇として予めカレンダー上で取得日を指定し、取得できなかった場合は申請書を再提出させるなど徹底した取組に努めている。

#### 【達成した目標等】

※認定日:H26.10.23

計画期間:H24.4.1~H26.3.31

※育児休業等利用状況(男性1名、女性 100%)

- ① 男性の育児休業の取得を促し、取得者を 1 名以上とする。
  - ・従業員全員に対する社内 WEB を利用した周知・勧奨
  - ・取得対象者への個別説明による勧奨
- ② 年次有給休暇取得促進として、リフレッシュ休暇の導入、取得を促す。
  - ・各人のリフレッシュ休暇取得予定の告知
  - ・取得予定日・取得状況の管理
  - ・休暇未取得者に対する勧奨

## Q くるみん(次世代認定マーク)ってなに？



A 「子育てサポート企業」として厚生労働大臣の認定を受けた企業が、自社の広告や商品などに利用できるマークです！

愛称 くるみん

「子どもが優しく“くるまれている”と「職場”ぐるみ”・会社”ぐるみ”で両立支援に取り組む」という意味が込められています。

「次世代育成支援対策推進法」(平成17年4月施行)では、企業が、計画的に、仕事と子育てを両立しやすい環境を整備する等の次世代育成支援対策に取り組むことを求めています。

各企業がその取組内容を定めたものを「一般事業主行動計画」(「行動計画」といい、101人以上の労働者を雇用する企業には「行動計画」の策定、届出が義務付けられています。

## くるみん認定の流れ

- ① 次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」(行動計画)を策定
- ② 行動計画を公表し、従業員に周知
- ③ 行動計画を策定した旨を労働局へ届出
- ④ 行動計画の実施

くるみん取得を希望する場合… ⑤ 行動計画期間の終了後、労働局へ認定申請

認定を受けるためには、以下の9つの認定基準を満たす必要があります

認定基準1 雇用環境の整備について、行動計画策定指針に照らし適切な行動計画を策定したこと

認定基準2 行動計画の計画期間が、2年以上5年以下であること

認定基準3 策定した行動計画を実施し、計画に定めた目標を達成したこと

認定基準4 平成21年4月1日以降に策定・変更した行動計画について、公表および従業員への周知を行っていること

認定基準5 計画期間において、男性従業員のうち育児休業等を取得した者が1人以上いること

認定基準6 計画期間において、女性従業員の育児休業取得率が、70%以上であること

認定基準7 3歳から小学校就学前の子どもを育てる従業員について、「育児休業に関する制度、所定外労働の制限に関する制度、所定労働時間の短縮措置または始業時刻変更等の措置に準ずる制度」を講じていること

認定基準8 次の①～③のいずれかを実施していること

① 所定外労働の削減のための措置

② 年次有給休暇の取得の促進のための措置

③ その他働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置

認定基準9 法および法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと

「子育てサポート企業」として認定 … くるみんマーク取得



## 埼玉労働局管内次世代育成支援認定企業一覧

～埼玉県内の「働きがいがあり、働きやすい企業」「社員を大事にする企業」～

平成26年10月31日現在

認定決定件数 61件

※県外から本社が移転した企業については、埼玉労働局で認定した件数のみをカウントしています。

公表企業数 49社(認定2回目の企業 4社 認定3回目の企業 4社)

※埼玉労働局で認定後、吸収合併等により消滅した企業は除外しています。

### 2014年認定企業一覧

	認定企業名	地域
1	シーケーエンジニアリング 株式会社	さいたま市
2	株式会社 ウィズネット	さいたま市
3	株式会社 カインズ ◇	本庄市
4	株式会社 OKIソフトウェア	蕨市
5	ホシザキ北関東 株式会社	さいたま市
6	株式会社 アドバンファシリティズ ☆ ◆	加須市
7	ブリヂストンフローテック 株式会社	加須市
8	医療法人 桂水会 岡病院	本庄市
9	株式会社 グラファイトデザイン	秩父市
10	佐川ロジスティックspartnerズ 株式会社	比企郡吉見町
11	ポラス 株式会社	越谷市
12	株式会社 タムラサーマルデバイス ☆	狭山市

### 2013年認定企業一覧

	認定企業名	地域
1	株式会社 クリタエイムデリカ	越谷市
2	津田工業 株式会社 ◆	東松山市
3	株式会社 ファニーワーク	上尾市
4	医療法人 三愛会 埼玉みさと総合リハビリテーション病院	三郷市
5	株式会社 アルファプラス ☆	越谷市
6	生活協同組合コープみらい(「生活協同組合さいたまコープ」より名称変更) ◇	さいたま市
7	医療法人 狭山中央病院	狭山市
8	医療法人社団 白桜会 新しらおか病院	白岡市
9	日本郵政共済組合	さいたま市
10	全国生活協同組合連合会	さいたま市
11	曙ブレーキ工業 株式会社 ◆	羽生市
12	AGS株式会社	さいたま市
13	三州製菓株式会社	春日部市
14	株式会社 コマーム	川口市

## 2012年認定企業一覧

	認定企業名		地域
1	T&D情報システム 株式会社	◇	さいたま市
2	株式会社 本田技術研究所	◇	和光市
3	ホンダ開発 株式会社		和光市
4	株式会社 カインズ(群馬労働局認定後、埼玉県内に移転)	◇	本庄市

## 2011年認定企業一覧

	認定企業名		地域
1	曙ブレーキ岩槻製造 株式会社		さいたま市
2	生活協同組合連合会コープネット事業連合	◆	さいたま市
3	ハスクバーナ・ゼノア 株式会社		川越市
4	株式会社 日本アポック		川越市
5	株式会社 埼玉りそな銀行	◆	さいたま市
6	リズム時計工業 株式会社		さいたま市
7	医療法人 愛應会		加須市
8	株式会社 アドバンファシリティズ	☆	加須市
9	西武鉄道 株式会社		所沢市
10	協和界面科学 株式会社	☆	新座市
11	株式会社朝日ラバー		さいたま市

## 2010年認定企業一覧

	認定企業名		地域
1	T&D情報システム 株式会社	◆	さいたま市
2	リコーユニテクノ 株式会社(リコーインダストリー株式会社に吸収合併)		八潮市
3	埼玉縣信用金庫		熊谷市
4	株式会社 武蔵野銀行		さいたま市
5	ボッシュ 株式会社		東松山市
6	生活協同組合コープみらい(「生活協同組合さいたまコープ」より名称変更)	◆	さいたま市

## 2009年認定企業一覧

	認定企業名		地域
1	独立行政法人 理化学研究所		和光市
2	株式会社 武蔵野		朝霞市
3	株式会社 中央住宅		越谷市
4	サンケン電気 株式会社		新座市
5	株式会社 本田技術研究所	◆	和光市
6	社会福祉法人 殿山福祉会		新座市
7	津田工業 株式会社		滑川町

## 2008年認定企業一覧

	認定企業名		地域
1	T&D情報システム 株式会社		さいたま市

2	株式会社 埼玉りそな銀行	さいたま市
3	株式会社 東光(東京労働局認定後、埼玉県内に移転)	鶴ヶ島市
4	株式会社 カインズ(群馬労働局認定後、埼玉県内に移転)	本庄市
5	社会福祉法人 杏樹会	入間市

2007年認定企業一覧

	認定企業名	地域
1	株式会社 本田技術研究所	和光市
2	生活協同組合コープみらい(「生活協同組合さいたまコープ」より名称変更)	さいたま市
3	生活協同組合連合会コープネット事業連合	さいたま市
4	曙ブレーキ工業 株式会社	羽生市

※1 ◆印は2回目の認定です。

※2 ◇印は3回目の認定です。

※3 ☆印は100人以下の企業です。

※4 認定決定企業のうち、公表することに了解を得た企業名のみ掲載しています。



# 一般事業主行動計画を策定しましょう

## ◇ 一般事業主行動計画とは ◇

企業が従業員の仕事と子育ての両立を図るために策定する計画のことです。

次世代育成支援対策推進法により、従業員が101人以上の企業には、①行動計画の策定、②一般への公表、③従業員への周知、④埼玉労働局雇用均等室への届出を行うことが義務付けられています。

平成26年4月改正  
平成37年3月31日まで10年延長

次世代育成支援対策推進法？

- ・次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする。
- ・少子化対策と同時に仕事と家庭の両立支援・働き方の見直しについて、企業の自主的な取り組みを支援するもの

### ステップ1 自社の現状や従業員のニーズの把握

### ステップ2 行動計画の策定

- 計画期間を決める  
2～5年以内を目安
- 目標を決める  
「行動計画策定指針」(裏面参照)に掲載されている事項を参考に目標を設定しましょう。  
※ 目標はいくつでも設定できます。
- 目標を達成するための対策を立てる

### ステップ3 行動計画の公表・周知

- 一般への公表  
策定の日から概ね3ヶ月以内に、自社のホームページへの掲載・「両立支援のひろば」(厚生労働省運営サイト)への掲載・県の広報誌等への掲載などにより、一般に公表しましょう。

「両立支援のひろば」  
<http://www.ryouritsu.jp/>



- 従業員への周知  
策定の日から概ね3ヶ月以内に、事業所の見やすい場所への掲示・配布・電子メールでの送付・イントラネットへの掲載などにより、従業員に周知しましょう。

### ステップ4 都道府県労働局への届出

策定の日から3ヶ月以内に、「一般事業主行動計画策定・変更届」(様式第一号)を郵送・持参・電子申請のいずれかにより、埼玉労働局雇用均等室に届け出てください。

埼玉労働局HPからダウンロードできます！

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/kaisei/dl/02.pdf>

### ステップ5 行動計画の実施

## 行動計画策定のための基準（行動計画策定指針より）

- 計画期間を決める  
2～5年以内を目安
- 目標を決める

### 1 雇用環境の整備に関する事項

#### (1) 子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備

- ① 妊娠中及び出産後における配慮
- ② 子どもの出生時における父親の休暇の取得の促進
- ③ より利用しやすい育児休業制度の実施
- ④ 育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備
- ⑤ 短時間勤務制度等の実施
- ⑥ 事業所内保育施設の設置及び運営
- ⑦ 子育てサービスの費用の援助の措置の実施
- ⑧ 子どもの看護のための休暇の措置の実施
- ⑨ 勤務地、担当業務等の限定制度の実施
- ⑩ その他子育てを行う労働者に配慮した措置の実施
- ⑪ 諸制度の周知
- ⑫ 育児等退職者についての再雇用特別措置等の実施

#### (2) 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

- ① 所定外労働の削減
- ② 年次有給休暇の取得の促進
- ③ 短時間正社員制度導入・定着
- ④ 在宅勤務等の導入
- ⑤ 職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識等の是正のための取組

### 2 その他の次世代育成支援対策に関する事項

#### (1) 子育てバリアフリー

#### (2) 子ども・子育てに関する地域貢献活動

- ア 子ども・子育てに関する活動の支援
- イ 子どもの体験活動等の支援
- ウ 子どもを交通事故から守る活動の実施や支援
- エ 安全で安心して子どもを育てられる環境の整備

#### (3) 企業内における「子ども参観日」の実施

#### (4) 企業内における学習機会の提供等による家庭の教育力の向上

#### (5) 若年者の安定就労や自立した生活の促進

行動計画策定例を参考に、実情に応じて定めましょう

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/>

「2 モデル行動計画」をクリック

例

\_\_\_\_\_ 行動計画  
社員が仕事と子育てを両立することができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

- 1 計画期間  
平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
- 2 内容

目標1: 計画期間内の育児休業取得率を次の水準以上にする。  
男性社員...1人以上取得  
女性社員...取得率80%以上

<対策>  
・育児休業取得促進のため、管理職を対象とした研修を実施  
・育児休業の取得希望者を対象とした講習会の実施

目標2: 短時間勤務制度を小学校修了までの子を持つ労働者まで拡大する。

<対策>  
・社員のニーズの把握  
・社内広報誌や説明会による社員への周知

目標3: 社員全員の所定外労働時間を、1人当たり年間10時間未満とする。

<対策>  
・毎週水曜日をノー残業デーと設定  
・毎月の残業実態を管理し、問題点を社内会議で検討するとともに、翌月の残業削減につなげる

## 行動計画策定・推進のメリット



- 結婚・出産を理由とした退職者の減少
- 業務の効率化  
(所定外労働の削減による残業経費減等)
- 優秀な社員の定着
- くるみん認定による企業のイメージアップ

## ◆ お問い合わせ ◆

### 埼玉労働局雇用均等室

土日祝日を除く8:30～17:15

電話 : 048-600-6210      FAX : 048-600-6230

住所 : 埼玉県さいたま市中央区新都心11-2  
ランド・アクシス・タワー16階

アクセス: さいたま新都心駅より徒歩2分

行動計画の目標を達成するなどの一定の要件を満たした場合、必要書類を添えて申請を行うことで、「子育てサポート企業」として厚生労働大臣の認定(くるみんマークの認定)を受けることができます。



くるみんは、商品や広告に使用することができるので、企業イメージの向上にもつながります。

埼玉県産業労働部 ウーマノミクス課

電話 : 048-830-3963

県はこちら





# 次世代育成支援対策推進法が 10年間延長され、 新たな認定制度が創設されます!

次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）に基づく10年間の集中的・計画的な取組により、仕事と子育てが両立できる雇用環境の整備等が一定程度進みましたが、子どもが健やかに生まれ、育成される環境を更に改善し、充実させる必要があります。

このため、次世代育成支援対策の更なる推進・強化を図る次世代法が改正されました。

次世代法の内容、改正のポイント、施行日については、以下のとおりです。

## 次世代法とは？

日本の急激な少子化の進行に対応して、次代の社会を担う子どもの健全な育成を支援するため、平成17年に施行された法律です。この法律に基づき、企業のみならず、国・地方公共団体は次世代育成支援のための行動計画を策定することとされています。

## 改正のポイント

### ポイント① 法律の有効期限の延長 (平成26年4月23日施行)

法律の有効期限が**平成37年3月31日まで10年間延長**されました。

このため、引き続き、次世代法に基づき、労働者の仕事と子育ての両立のための一般事業主行動計画（以下「行動計画」という。）を策定し、都道府県労働局に届出を行っていただく必要があります。（従業員数101人以上の企業においては義務、100人以下の企業においては努力義務）

### ポイント② 新たな認定（特例認定）制度の創設 (平成27年4月1日施行)

現行法では、行動計画を策定・届出し、一定の要件を満たすと、厚生労働大臣の認定（くるみん認定）を受けることができます。今回の改正では、この**くるみん認定を受けた企業**のうち、特に次世代育成支援対策の実施状況が優良な企業に対する**新たな認定（特例認定）制度が創設**されます。

特例認定を受けた場合、行動計画の策定・届出に代わり、**次世代育成支援対策の実施状況を公表**していただくこととなります。

※次世代法による取組は、**非正規雇用の労働者**も対象です。

“職場ぐるみ”で  
子育てをサポート!

仕事と子育てを  
両立できる職場を  
目指そう!

「子育てサポート企業」の証  
愛称：くるみん





## 次世代法 Q&A

### Q 認定を受けるメリットは？

**A** 認定企業になると、次世代認定マーク（愛称：くるみん）を商品、名刺、広告、求人広告等につけることができ、企業のイメージアップや優秀な人材の確保等が期待されます。特例認定についても、新たな認定マークを今後検討していく予定です。

また、認定企業になると、建物等の割増償却を受けられる税制上の優遇措置（くるみん税制）の適用を受けることができます。

#### くるみん認定企業の声

A社（高根県、100人以下、塗装工事業等）  
「労働局で表彰され、マスコミに取り上げられたことにより、認知度が大幅に上がり、直接受注が増えた！」

#### くるみん税制について

平成23年4月1日から平成27年3月31日までにくるみん認定を受けた企業については、認定を受ける対象となった行動計画の計画期間の開始の日から認定を受けた日を含む事業年度終了の日までの期間内に、取得・新築・増改築をした建物等について、認定を受けた日を含む事業年度において、普通償却限度の32%の割増償却ができます。

### Q 新たな認定制度による認定（特例認定）はどちらを受けられるの？

**A** 特例認定は、くるみん認定を受けた事業主であって、次世代育成支援対策の実施の状況が優良なものであること等の一定の基準を満たすと、受けることができます。

### Q 特例認定の具体的な認定基準はどうか？

**A** 特例認定の認定基準については、くるみん認定同様、

- 行動計画策定指針に照らし適切な行動計画を策定したこと
- 行動計画を実施し、当該行動計画に定めた目標を達成したこと

等を想定していますが、具体的な内容については今後検討を行い、本年秋頃にお知らせする予定です。

### Q 特例認定企業の次世代育成支援対策の実施状況の公表とは？

**A** 新たな認定制度は、高い水準の次世代育成支援対策に取り組んでいる企業をより評価しつつ、当該取組を継続していただくとともに、他の企業の模範となつていただく趣旨で創設するものです。

このため、行動計画の策定・届出に代わり、次世代育成支援対策の実施状況を公表していただくこととしています。具体的な公表方法や公表事項については今後検討を行い、本年秋頃にお知らせする予定です。

## 改正法・行動計画・認定に関するお問い合わせは、都道府県労働局雇用均等室にどうぞ。

北海道	011-709-2715	埼玉	048-600-6210	岐阜	058-245-1550	鳥取	0857-29-1709	佐賀	0952-32-7218
青森	017-734-4211	千葉	043-221-2307	静岡	054-252-5310	島根	0852-31-1161	長崎	095-601-0050
岩手	019-604-3010	東京	03-6893-1100	愛知	052-219-5509	岡山	086-224-7639	熊本	096-352-3865
宮城	022-299-8844	神奈川	045-211-7380	三重	059-226-2318	広島	082-221-9247	大分	097-532-4025
秋田	018-862-6684	新潟	025-288-3511	滋賀	077-523-1190	山口	083-996-0390	宮崎	0985-38-8827
山形	023-624-8228	富山	076-432-2740	京都	075-241-0504	徳島	088-652-2718	鹿児島	099-222-8446
福島	024-536-4609	石川	076-265-4429	大阪	06-6941-8940	香川	087-811-8924	沖縄	098-888-4360
茨城	029-224-6288	福井	0776-22-3947	兵庫	078-367-0820	愛媛	089-935-5222		
栃木	028-833-2795	山梨	055-225-2859	奈良	0742-32-0210	高知	088-885-6041		
群馬	027-210-5009	長野	026-227-0125	和歌山	073-488-1170	福岡	092-411-4894		

### ご不明な点はこちらへ

- くるみんマークについて [http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/ahokuba\\_kosodate/kuramin/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/ahokuba_kosodate/kuramin/index.html)
- 行動計画の策定について <http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/>
- 認定企業について <http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/kijuntokigou>
- 企業の仕事と家庭の両立支援に関する取組について（両立支援のひろば） <https://www.youritsu.jp>
- 相談はこちらでも（次世代支援対策推進センター一階） <http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/dantai.html>
- くるみん税制について <http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/pamphlet/di/29.pdf>

